

○ 介護支援専門員 現任研修（専門課程Ⅰ）A・B・Cコース ○
介護支援専門員 更新研修Ⅰ（専門課程Ⅰ）A・B・Cコース
○ 開催予定 ○

《注意事項》

※専門課程Ⅰにおいては全コースを一斉に募集することといたします。申込用紙は〔現任研修・更新研修Ⅰ〕共通様式となっています。受講申込書に希望コースをご記入ください。申込受付期間は令和3年3月8日から4月9日までとなります。

※ご自身でどの研修に該当するか必ず確認してください。詳細は「介護支援専門員の更新フローチャート（別紙）」や「専門課程Ⅰの受講対象者について（開催予定7-8頁）」をご参照ください。

※本研修の受講地は介護支援専門員証の資格登録府県です。原則として滋賀県登録の方のみが受講対象となります。

1 目的

現任の介護支援専門員に対しては一定の実務経験をもとに必要な応じた専門知識・技能の修得機会を設け、また、実務経験者に対しては更新時に定期的な研修受講の機会を確保することにより介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に実施します。

2 研修実施方法

本研修は現任者を対象とした「現任研修」と、実務経験者を対象とした「更新研修Ⅰ」の専門課程Ⅰを合同で実施するものです。

また、同じ内容の研修を年度内に3回（Aコース、Bコース、Cコース）実施します。

3 研修実施機関

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

4 研修会場

滋賀県立長寿社会福祉センター（草津市笠山7丁目8-138）

5 受講対象者

次のいずれかに該当し、かつ受講するコースの全日程に参加可能な方

1) 「現任研修」下記の①②の両方を満たす方

①研修初日時点で介護支援専門員としての実務に従事している方

②研修初日時点で現在所持している介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員としての実務経験が6カ月以上ある方

2) 「更新研修Ⅰ」下記の①②のいずれかに該当する方

①2022年12月31日までに介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える方で、研修初日時点で実務には就いていないが、所持している介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員としての実務経験が1カ月以上ある方

②2022年12月31日までに介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える方で、介護支援専門員として従事しているが、所持している介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員としての実務経験が6カ月未満の方

※希望されるコースによって研修初日の期日が異なります。必ず確認してお申し込みください。
※本年度専門課程Ⅱの受講も予定されている方は、専門課程Ⅰの受講を終えてからでないと、専門課程Ⅱを受講できませんので、日程にご留意ください。

6 受講定員

各コース 100 名

7 申込み方法

別紙「介護支援専門員 現任・更新研修Ⅰ（専門課程Ⅰ）受講申込書」に必要事項をご記入のうえ下記申し込み先に提出してください。

8 申し込み先

〒525-0072 滋賀県草津市笠山 7 丁目 8-138
滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター

9 申し込み締切日

令和 3 年 4 月 9 日（金） 滋賀県社会福祉研修センター必着 **※消印有効ではありません**
郵送またはご持参ください。（個人情報が多く含まれるため F A X では受理できません）

10 受講決定

4 月下旬頃に滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課から、決定コースならびに当該研修の詳細について個人住所宛に通知があります。

申し込み多数の場合、介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先し決定いたします。そのため申し込み状況によっては、希望コースとならない場合がございます。

また、受講対象要件に該当しない等により、申込者全員に受講決定できない場合もありますので、あらかじめご承知下さい。

11 受講料

26,880 円

受講料は、滋賀県収入証紙により納付いただきます。受講決定通知時に受講料納付書が同封されますので、当該金額の収入証紙を貼り付け、県庁あてに郵送してください。福祉研修センターではありません。

※他にテキスト代が必要となります。

12 演習で使用する事例について

本研修の科目「ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定」では、ご自身が作成されたケアプランの振り返りを中心として演習を行うため事例を持参いただきます（開催案内 10 頁参照）。様式等については受講決定時にお配りします。

13 問い合わせ先

【研修実施（内容）について】

〒525-0072 滋賀県草津市笠山 7 丁目 8-138
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター
TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910 担当 竹末・山田

【介護支援専門員証の更新・登録等の資格や制度に関する事について】

滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係
TEL 077-528-3597 FAX 077-528-4851

14 研修日程

【Aコース】

※1日目・2日目はふたつのクラスに分かれて実施します。
クラスについてはご希望いただけません。

日程	開講日		時間	区分	研修項目
1日目	<A-1> 5月11日 (火)	<A-2> 5月18日 (火)	9:20 ～9:30	説明	オリエンテーション
			9:30 ～16:30	講義 演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定①
2日目	<A-1> 5月12日 (水)	<A-2> 5月19日 (水)	9:30 ～16:30	講義 演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定②
			9:30 ～12:30	講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状
3日目	5月24日(月)		13:30～ 16:30	講義	対人個別援助技術及び地域援助技術
			9:30～ 11:30	講義	ケアマネジメントの実践における倫理
4日目	5月27日(木)		12:30 ～16:30	講義	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践
			9:30 ～14:30	講義 演習	入退院時等における医療との連携に関する事例
5日目	6月2日(水)		14:40 ～16:40	講義 演習	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例①
			9:30 ～11:30	講義 演習	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例②
6日目	6月3日(木)		12:30 ～16:30	講義 演習	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
			9:30 ～14:30	講義 演習	認知症に関する事例
7日目	6月9日(水)		14:40 ～16:40	講義 演習	家族への支援の視点が必要な事例①
			9:30 ～11:30	講義 演習	家族への支援の視点が必要な事例②
8日目	6月10日(木)		12:30 ～16:30	講義 演習	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例
			9:00 ～13:00	講義 演習	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
9日目	6月17日(木)		14:00 ～16:00	講義	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習
			16:10 ～18:10	演習	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り

※時間については変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

【Bコース】

※1日目・2日目はふたつのクラスに分かれて実施します。
クラスについてはご希望いただけません。

日程	開講日		時間	区分	研修項目
1日目	<B-1> 6月23日 (水)	<B-2> 6月30日 (水)	9:20 ~9:30	説明	オリエンテーション
			9:30 ~16:30	講義 演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定①
2日目	<B-1> 6月24日 (木)	<B-2> 7月1日 (木)	9:30 ~16:30	講義 演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定②
3日目	7月7日(水)		9:30 ~12:30	講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状
			13:30~ 16:30	講義	対人個別援助技術及び地域援助技術
4日目	7月8日(木)		9:30~ 11:30	講義	ケアマネジメントの実践における倫理
			12:30 ~16:30	講義	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践
5日目	7月14日(水)		9:30 ~14:30	講義 演習	入退院時等における医療との連携に関する事例
			14:40 ~16:40	講義 演習	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例①
6日目	7月15日(木)		9:30 ~11:30	講義 演習	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例②
			12:30 ~16:30	講義 演習	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
7日目	7月21日(水)		9:30 ~14:30	講義 演習	認知症に関する事例
			14:40 ~16:40	講義 演習	家族への支援の視点が必要な事例①
8日目	7月28日(水)		9:30 ~11:30	講義 演習	家族への支援の視点が必要な事例②
			12:30 ~16:30	講義 演習	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例
9日目	7月29日(木)		9:00 ~13:00	講義 演習	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
			14:00 ~16:00	講義	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習
			16:10 ~18:10	演習	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り

※時間については変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

※1日目・2日目はふたつのクラスに分かれて実施します。
 クラスについてはご希望いただけません。

【Cコース (休日コース)】

日程	開講日		時間	区分	研修項目
1日目	<C-1> 5月29日 (土)	<C-2> 6月5日 (土)	9:20 ～9:30	説明	オリエンテーション
			9:30 ～16:30	講義 演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び 課題の設定①
2日目	<C-1> 5月30日 (日)	<C-2> 6月6日 (日)	9:30 ～16:30	講義 演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び 課題の設定②
3日目	6月12日(土)		9:30 ～12:30	講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状
			13:30～ 16:30	講義	対人個別援助技術及び地域援助技術
4日目	6月26日(土)		9:30～ 11:30	講義	ケアマネジメントの実践における倫理
			12:30 ～16:30	講義	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種 協働の実践
5日目	7月3日(土)		9:30 ～14:30	講義 演習	入退院時等における医療との連携に関する事例
			14:40 ～16:40	講義 演習	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例①
6日目	7月4日(日)		9:30 ～11:30	講義 演習	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例②
			12:30 ～16:30	講義 演習	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
7日目	7月17日(土)		9:30 ～14:30	講義 演習	認知症に関する事例
			14:40 ～16:40	講義 演習	家族への支援の視点が必要な事例①
8日目	7月18日(日)		9:30 ～11:30	講義 演習	家族への支援の視点が必要な事例②
			12:30 ～16:30	講義 演習	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設 サービス等）の活用に関する事例
9日目	7月31日(土)		9:00 ～13:00	講義 演習	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
			14:00 ～16:00	講義	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習
			16:10 ～18:10	演習	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク 作り

※Cコースは研修実施日が全日程 土曜日、日曜日 の休日開催となります。

※時間については変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

15 今後の他の研修開催予定（今後の予定は変更になる場合があります）

研修名	案内期間	開催予定時期
介護支援専門員 現任研修・更新研修Ⅰ（専門課程Ⅱ）Aコース	4月上旬頃	7月下旬～9月上旬
介護支援専門員 現任研修・更新研修Ⅰ（専門課程Ⅱ）Bコース		7月下旬～9月上旬 <2日目を降 会場:長浜>
介護支援専門員 現任研修・更新研修Ⅰ（専門課程Ⅱ）Cコース		7月中下旬～10月上旬 <2日目を降 休日実施>
介護支援専門員 現任研修・更新研修Ⅰ（専門課程Ⅱ）Dコース	6月下旬頃	9月中旬～11月中旬
介護支援専門員 現任研修・更新研修Ⅰ（専門課程Ⅱ）Eコース		9月中旬～12月上旬
介護支援専門員 更新研修Ⅱ・再研修 平日コース・休日コース	6月上旬頃	8月下旬～11月中旬
主任介護支援専門員研修	6月中旬頃	9月中旬～12月下旬

《注意事項》

介護支援専門員 現任研修・更新研修Ⅰ（専門課程Ⅱ）A～Cコース申し込みにつきましては4月上旬に滋賀県内の介護支援専門員必置の事業所宛てにお送りいたします。

コースごとの申し込みではなく、A～Cコースの申し込みを一斉に受付いたします。

※D・Eコースにつきましては6月下旬頃に案内いたします。

※専門課程Ⅱ受講にあたっては、専門課程Ⅱの講義初日までに専門課程Ⅰの日程が終了している必要があります。よって、専門課程ⅠでB・Cコースを受講した場合、専門課程ⅡはD・Eコースのみ受講可能です。

～ 専門課程Ⅰの受講対象者について ～

◆介護支援専門員証をはじめて更新する方、または前回『更新研修Ⅱ・再研修』を修了して更新された方です。

※既に一度更新されている方は別紙をご覧ください。

まず、あなたがどれに該当するか、必ず確認してください。

■現在介護支援専門員としての実務に従事している方

- ・従事期間が通算で6ヶ月に満たず、介護支援専門員証の有効期間も2023年1月以降である。
→ 今年度は本研修を受講することはできません。次年度以降に受講してください。
- ・従事期間が通算で6ヶ月に満たないが、介護支援専門員証の有効期間満了日を2022年12月末までに迎える。
→ 「更新研修Ⅰ」の受講対象者となります。
- ・従事期間が通算で6ヶ月以上ある。
→ 「現任研修」の受講対象者となります。

従事期間は現在所持されている介護支援専門員証の交付年月日から研修初日までで換算してください

■現在は介護支援専門員としての実務に従事していないが、過去に従事経験のある方

- ・介護支援専門員証の有効期間満了日が2023年1月以降である。
→ 今年度は本研修を受講することはできません。次年度以降に受講してください。
- ・介護支援専門員証の有効期間満了日が2022年12月末までで、過去の従事経験が1ヶ月未満である。→ 本研修は受講することはできません。今年度、「更新研修Ⅱ」を受講してください。
- ・介護支援専門員証の有効期間満了日が2022年12月末までで、過去の従事経験が1ヶ月以上である。→ 今年度「更新研修Ⅰ」の受講対象者です。

【介護支援専門員の実務経験とは】

以下の①から⑧の事業所において、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成にかかる業務に従事している（いた）ことを指します。

なお、単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていたのみで、介護サービス計画書の作成を行っていなかった場合は実務と認められません。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護にかかる居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービス事業所にかかる地域密着型サービス事業所
- ④ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設および指定介護療養型医療施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護にかかる介護予防サービス事業所
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦ 介護予防支援事業所
- ⑧ 地域包括支援センター

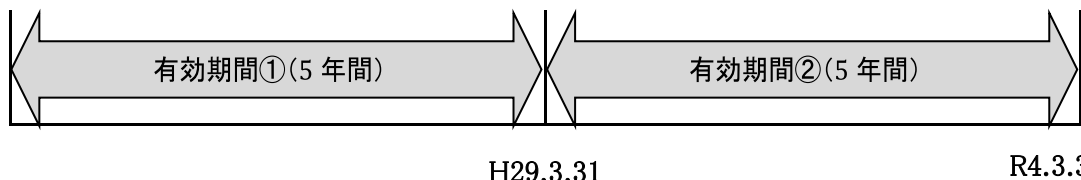
既に一度介護支援専門員証の有効期間を更新し 次回の更新が2回目以降の更新となる方

初回の更新の際は、【専門課程Ⅰ】と【専門課程Ⅱ】の両方を修了することが更新要件となりますが、**2回目以降の更新の際は、【専門課程Ⅱ】のみを修了することで更新要件を満たします。**ただし、前回の更新以降に実務経験※がない場合は、【更新研修Ⅱ】を受講する必要があります。また、【更新研修Ⅱ】を修了して更新をし、その有効期間中に実務経験※がある方は、次の更新までに【専門課程Ⅰ】と【専門課程Ⅱ】の両方を修了する必要があります。

※ 実務経験の有無は、1か月以上の実務経験の有無によって判断します。

2回目以降の有効期間更新時に必要な研修

【例】平成29年3月31日に1回目の有効期間満了を迎えた方の場合



介護支援専門員登録
(登録証明書交付) → 1回目の有効期間満了日 → 更新によって延長 → 2回目の有効期間満了日

有効期間①の間に修了した研修	有効期間②の間の実務経験	有効期間②の間に受講する研修
◆専門課程Ⅰ ◆専門課程Ⅱ	あり	専門課程Ⅱ
	なし	更新研修Ⅱ
◆更新研修Ⅱ	あり	専門課程Ⅰ・専門課程Ⅱ
	なし	更新研修Ⅱ

研修受講可能時期

現任の方

現任の方は、
 【現任研修 専門課程Ⅰ】→ 有効期間②内の実務経験6ヶ月以上
 【現任研修 専門課程Ⅱ】→ 有効期間②内の実務経験3年以上で、受講できます。但し、有効期限が近い方を優先します。なお、現任であっても、現任研修の受講要件に該当しない方は、【更新研修Ⅰ】の対象となります。

現任でない方

現任でない方の研修（【更新研修Ⅰ】【更新研修Ⅱ】）は、有効期間満了の概ね1年前から受講できます。

「ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定」 事前課題について

「ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定」では、介護支援専門員としての実践の振り返りを通じて、ケアマネジメントプロセスを再確認した上で、専門職としての自らの課題を理解するために、事例検討を行います。

そのため、表題科目の研修実施当日には実際の事例から下記の様式を作成しご持参いただく事を必須としております。

【作成様式】①事例検討シート（別添を使用）

※様式は滋賀県社会福祉研修センターのホームページからダウンロードできます。

②アセスメントシート

③居宅サービス計画書（第1表、2表、3表）

または施設サービス計画書（第1表、2表、3表、4表）

④サービス担当者会議の要約

⑤経過記録

※②～⑤については任意の様式（ご自身の事業所で実際に使用されているもの）で構いません。

【事例作成の際の注意事項】

1. 個人情報について

利用者が特定できないよう、氏名、イニシャル、住所地、利用施設（機関）は記入せず、無作為のアルファベット（Aさん、B氏、等）で表現していただくか、黒く塗りつぶしてください。年齢は、〇才代前半と記載してください。

2. 事例の取り扱い上の注意

- ① 事例を提供することや目的について、所属の上司等に報告し、承諾を得てください。（各所属の規程がある場合は従ってください。）
- ② 事例の管理については紛失等がないよう細心の注意を払ってください。

3. 作成していただく事例について

2日間（12時間）をかけて、ご自身のケアマネジメントプロセスにおける得手、不得手、今現在出来ている事、出来ていない事等を日ごろの実践事例を通して振り返ります。そのため、作成していただく事例は『困難事例』『再検討したい事例』『相談したい事例』ではなく、あくまでも『日々実践されている事例』です。